

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

(平成18年1月1日施行)

H23.4.1改正箇所を下線で表示

廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化と紛争の予防、調整等を図るため、廃棄物処理施設等を設置しようとする者に事業計画の事前公開及び関係住民に対する説明会の開催等を義務付けるとともに、廃棄物処理施設等の設置者と関係住民との間の紛争に係る意見の調整を行う制度、廃棄物処理施設等における処理状況の公表制度等を定めたものです。

1 条例の構成

廃棄物処理施設等の設置に係る合意形成手続

- ・事業計画の事前公開(広告、縦覧、説明会)
- ・関係住民の意見提出、事業者の見解周知
- ・県による意見の調整

廃棄物処理施設等の設置者(設置後)の責務

- ・廃棄物の処理状況の報告
- ・事故時の措置、事故対応費用に係る措置
- ・施設の公開努力

【背景】

廃棄物処理施設の設置が必ずしも円滑に行われていない。

【要因】

- ・事業者の事業計画の説明不足
- ・住民と事業者の意思疎通の困難
- ・事業開始後に対する住民の不信感
- ・事故発生への住民不安

2 対象施設

廃棄物処理施設等(~ の施設)を設置(注)するときは、合意形成手続が必要です。

廃棄物処理法による設置許可(知事許可)が必要な産業廃棄物処理施設

すべての最終処分場(埋立処分場)

焼却施設:100kg/日(廃プラスチック類)を超える能力のもの

200kg/時間(木くず等)以上の能力のものなど

破砕施設:5t/日を超える能力のもの(木くず、がれき類、廃プラスチック類)

その他一定の種類、規模・能力以上の処理施設(計19種類)

産業廃棄物処理業者(知事許可を有する者)が業として処理を行うために設置する産業廃棄物処理施設(上記以外のもの。積替え保管施設(運搬のための一時保管施設)を含む。)

小規模な焼却施設、破砕施設

たい肥化施設 など

廃棄物処理法による設置許可(知事許可)が必要な一般廃棄物処理施設

すべての最終処分場(埋立処分場)

5t/日以上能力のごみ処理施設

200kg/時間以上の能力の焼却施設など

特定小型焼却施設

廃棄物焼却炉であって、次のいずれかに該当するもの(~ の施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置するものを除く。)

・火床面積(廃棄物を焼却するところの面積)が0.5m²以上のもの

・焼却能力が50kg/時間以上のもの

無害化処理実証試験施設

環境大臣が行う無害化処理施設(石綿、微量PCB)の認定申請に係る実証試験施設

注 廃棄物処理施設等の新設(既存施設を用いて新たに許可を受ける場合を含み、規則で定める施設の承継・更新を除く。)、のほか、その位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類を変更(軽微な変更は除く。)するときも手続が必要です。

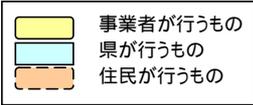
次の廃棄物処理施設等は、設置に係る事前手続の規定は適用されません。

- ・一定の移動式の施設
- ・環境影響評価法又は鳥取県環境影響評価条例の対象となる施設

3 合意形成手続

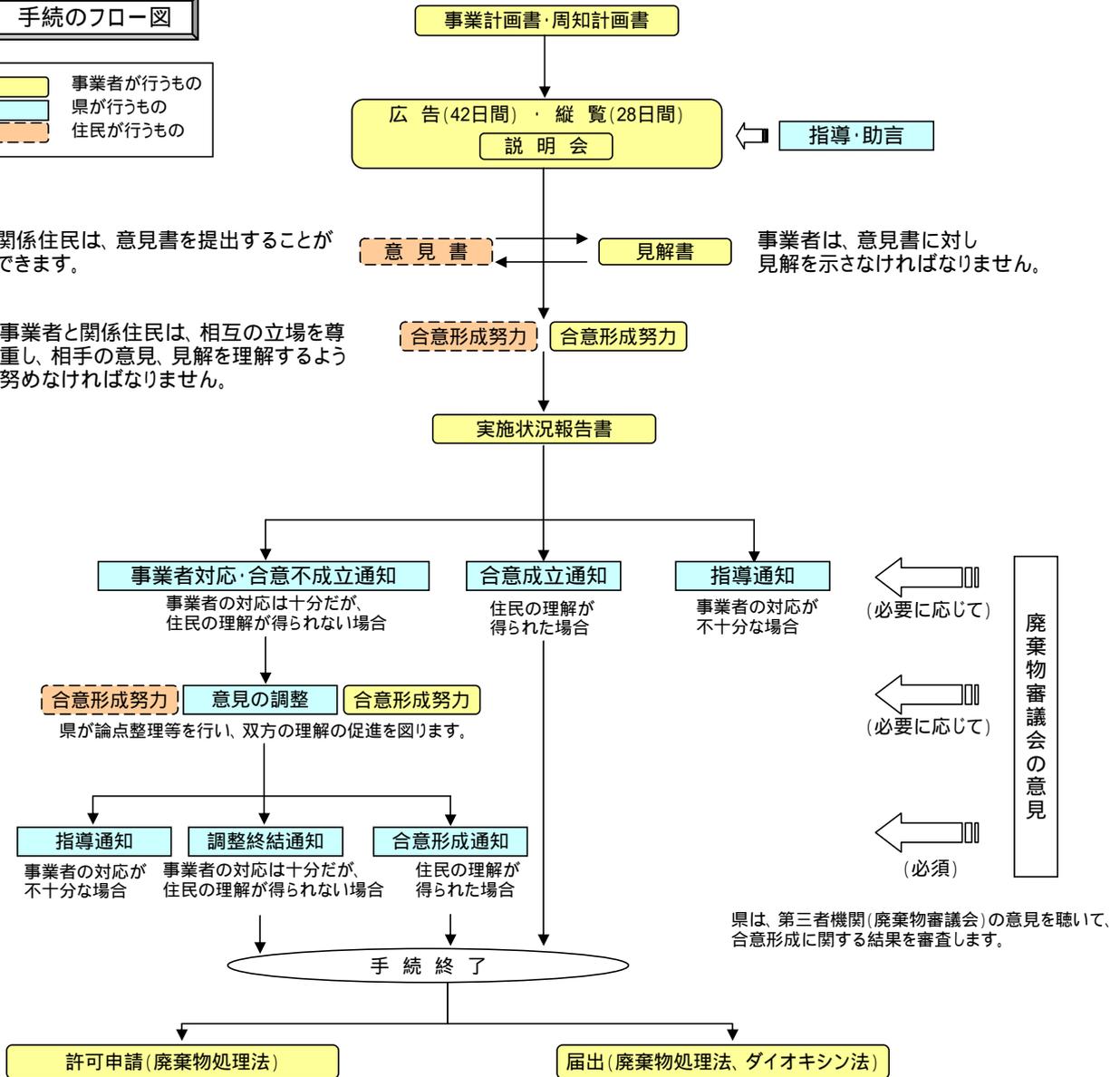
廃棄物処理施設等を設置しようとする者(以下「事業者」という。)は、事業計画書の作成、広告、縦覧を行うとともに、説明会を開催し、関係住民の理解を得よう努めなければなりません。
 県は、事業者と関係住民に対して指導助言を行うとともに、紛争が生じた場合等は意見の調整を行い、紛争の予防、調整を図ります。

手続のフロー図



関係住民は、意見書を提出することができます。

事業者と関係住民は、相互の立場を尊重し、相手の意見、見解を理解するよう努めなければなりません。



条例手続の終了

次のいずれかに該当する場合、条例手続は終了したものととなります。

- ・事業計画の周知又は意見調整の結果、関係住民の理解が得られたと認められるとき。
- ・意見の調整の結果、意見の調整に対する事業者の対応が十分と認められ、かつ、次のいずれかに該当することにより、意見の調整を終結する場合。

関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

条例手続未了時の許可申請

事業者が条例手続を終了しないまま許可申請を行った場合、不許可処分又は条件付きの許可となります。

勧告、公表

事業者が条例手続を終了しないまま届出(廃棄物処理法、ダイオキシン法)を行った場合、条例手続実施勧告又は使用停止勧告の対象となります。

事業者が必要な手続を行わないとき、不正な方法により手続を行ったときは、勧告・公表の対象となります。

4 施設設置者の責務

廃棄物処理施設等の設置者は、処理状況を県に報告し、施設を関係住民に公開するよう努めなければなりません。

また、あらかじめ事故対応にかかる費用を措置するとともに、事故発生時に応急措置・届出を行わなければなりません。

これらの責務は、条例施行前に設置された廃棄物処理施設等の設置者にも適用されます。

処理状況の報告、公表

廃棄物処理施設等の設置者は、廃棄物の処理状況を毎年6月末までに報告するとともに、廃棄物の処理状況に関する記録を関係住民に閲覧させなければなりません。

廃棄物処理施設等の処理状況の透明化を図るためのものです。

【条例第25条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条】

処理施設の公開

廃棄物処理施設等の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し廃棄物処理施設等を公開するよう努めなければなりません。

【条例第28条】

事故時の措置

廃棄物処理施設等の設置者は、廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生し、廃棄物や処理に伴って生じた汚水等が流出するなどして、生活環境の保全上支障が生じる（おそれがある）ときは、応急措置を講じるとともに、速やかに県に届け出なければなりません。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2、条例第26条】

事故対応費用の措置

廃棄物処理施設等の設置者は、廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に、廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めなければなりません。

事故対応費用の措置方法は、積立によるほか民間保険への加入等が想定されます。

【条例第27条】

問合せ先

東部総合事務所生活環境局 電話 (0857)20-3668

西部総合事務所生活環境局 電話 (0859)31-9323

中部総合事務所生活環境局 電話 (0858)23-3278

鳥取県庁循環型社会推進課 電話 (0857)26-7681

条例のホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336>